

## 付属設備等使用料について

付属設備等の使用料 付属設備等の使用料は下表のとおりです。

### 音楽練習室

(単位：円)

設備等の名称	単位	使用料 (1区分)	備 考
ピアノ (アップライト)	1台	1,000	調律料を含まない
カセットカラオケ機	1台	1,000	
コンセント使用料	1口	200	

平成24年4月1日現在

- この使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)の使用区分を1回として計算します。
- 使用時間の延長は1時間を限度とし、延長時間が30分未満の場合は2割、30分を超えた場合は3割を加算します。